**平成２６年（フ）第１０８号**
静岡県焼津市与惣次260番地　ラフィネⅢ202号、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻3189番地の27
債務者　辻　　博子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２５６号**
静岡市清水区下野北10番17号
債務者　池ヶ谷きよみ
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後２時45分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１０８０号**
横浜市南区弘明寺町字山下264番地12
債務者　関水　徳子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７２号**
釧路市愛国西３丁目２番15号
債務者　成田　真紀
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第２４７号**
岡山市中区平井７丁目20番13号、旧住所岡山市北区京橋町９番23号アドラシオン京橋Ｂ―３
債務者　井山　尚美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２６０号**
岡山市中区下475番地６　エクセル東岡山302
債務者　宮崎　和良
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２６号**
熊本県水俣市大迫173番地５
債務者　松永　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月８日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２６年（フ）第２１号**
熊本県人吉市西間下町788番地６　都登ハイツＡ101
債務者　白川　竜也
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２６年（フ）第２２号**
熊本県人吉市西間下町127番地１コーポ野田３号室
債務者　松本美和子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２６年（フ）第２１６号**
静岡県浜松市中区蜆塚４丁目18番８号
債務者　川瀬　房枝
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第１１号**
愛媛県八幡浜市松柏甲35番地32
債務者　菊池　寿史
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

**平成２６年（フ）第２４号**
長崎県南島原市南有馬町乙1380番地１中村アパートＡ号室、前住所長崎県南島原市南有馬町乙3959番地
債務者　本多　勇士
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２６年（フ）第７３号**
長崎県佐世保市新田町352番地　新田団地４―１棟203号、前住所長崎県北松浦郡佐々町中川原免169番地22
債務者　板村　千佳（旧姓迎）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２６年（フ）第８０号**
長崎県佐世保市吉井町立石240番地３
債務者　金子美沙姫
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２６年（フ）第８４号**
長崎県佐世保市指方町3556番地５、前住所愛知県豊橋市神野新田町字チノ割15番地６202
債務者　山崎　　聖
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係